

鹿児島大学さくらっ子保育園病児保育室の運営及び利用に関する要項

令和6年3月15日

病院長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)の職員の病児を保育することにより、職員の就業と育児の両立を支援するため、鹿児島大学さくらっ子保育園規則(平成20年規則第28号)第8条の規定に基づき、鹿児島大学さくらっ子保育園内に病児保育室を置き、その運営及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育体制)

第2 病児保育室は、看護師及び保育士が相互に協力の上適切に実施するものとし、鹿児島大学病院(以下「本院」という。)の小児科医師が必要に応じて病児を観察するものとする。

(業務の運営方法)

第3 病児保育室の業務の運営は、本院が外部の保育専門事業者(以下「運営団体」という。)に委託して行うものとする。

2 運営団体は、関係法令、本要項等の定めるところにより、病児保育室を運営しなければならない。

(室長)

第4 病児保育室に室長を置き、園長をもって充てる。

2 室長は、病児保育室の業務を掌理する。

(収容定員)

第5 病児保育室の収容定員は、4人とする。

(休業日)

第6 休業日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める日及び鹿児島大学が定める休日とする。

2 前項の規定にかかわらず、室長が特別の理由があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 室長は、自然災害等により登園が適当でないと認められる場合は、休業の措置をとることができる。

4 室長は、前項の措置が決定した場合、保護者にその旨を速やかに通知する。

(保育時間)

第7 保育時間は、9時00分から18時00分までとする。

(対象職員)

第8 病児保育室を利用できる者は、生後6か月を超え小学校就学の始期に達するまでの乳幼児を養育する本学の職員(以下「保護者」という。)とする。

(保育の対象となる子)

第9 病児保育室で保育を受けることができる乳幼児は、病気の回復期に至っていないが当面症状の急変は認められない状態で、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務の都合により家庭で保育を行うことが困難と認められる者とする。

(利用手続)

第10 病児保育室を利用しようとする者は、事前に病児保育室事前登録票(別記様式第1号)を室長に提出し、利用の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた保護者が病児保育室を利用しようとする場合は、事前に利用日等を伝え予約しなければならない。

3 前項の事前予約を行った保護者が病児保育室を利用する場合は、利用当日に病児保育連絡票(別記様式第2号)、入室情報記入用紙(別記様式第3号)及び同意書(別記様式第4号)を室長に提出しなければならない。

(利用制限)

第11 室長は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、病児保育室の利用を拒むことができる。

(1) 第5に定める収容定員を超えるとき。

(2) 病児保育連絡票に記載されている「病児保育を利用できない状態」であるとき。

(3) この要項又は別に定める遵守事項に違反し、利用を拒むことが適当と認められるとき。

(保育料)

第12 保育料は、利用1回あたり3,000円とする。

2 前項の保育料は、鹿児島大学さくらっ子保育園運営及び利用要項(平成20年3月26日病院長裁定)第11に定める月極保育又は一時保育の料金に加算するものとする。

3 保育料は、利用した月ごとに翌月の27日(ただし、当該日が休日の場合は翌営業日)までに納付しなければならない。

(損害賠償等)

第13 保護者又は病児が故意又は重大な過失により保育園の施設等を損傷又は滅失した場合、保護者はその損害の全部若しくは一部を賠償し、原状に回復しなければならない。

(事務)

第14 病児保育室に関する事務は、病院総務課において処理する。

(その他)

第15 この要項に定めのない事項が生じた場合は、本院及び運営団体の指示に従うものとする。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から実施する。